

秩父別町農業委員会総会議事録（第4回）

開催年月日	令和6年4月25日		
開催場所	秩父別町役場大会議室		
開催時刻	15時50分		
出席委員	1番 中村純一 君 2番 前田英樹 君 3番 戸村哲也 君 4番 山田賢吾 君 5番 山崎拓士 君	6番 篠田隆紀 君 7番 石塚浩史 君 8番 岡田存広 君 9番 佐藤直行 君 10番 高橋裕治 君	11番 金森一巳 君 12番 吉田光博 君
欠席委員			
説明のため出席した者			
職務のため出席した者	事務局長 宮本 幹夫 主 事 吉澤 優希		
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 議事録署名委員の指名 2 諸般の報告 農業委員会業務報告 3 報告第2号 相続の届出について 4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)について 5 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請(賃借権設定)について 6 議案第14号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 7 議案第15号 農地所有適格法人の要件確認について 8 議案第16号 最適化活動の目標設定等について 		

宮本局長	<p>ただいまから令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。 会長からご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。(15:50 開会)</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事を進めます。 日程第1 秩父別町農業委員会会議規則13条第2項の規定により議事録署名委員の指名をいたします。8番 岡田委員、9番 佐藤委員を指名いたします。 日程第2 諸般の報告、1 農業委員会業務報告につきましては議案の中で報告されておりますのでお目通し願います。 続きまして、日程第3 報告第2号 相続の届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
宮本局長	<p>議案3ページをお願いします。 報告第2号 相続の届出について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定により、次のとおり相続した旨の届出書を受理したので報告する。 本日付け会長からの報告でございます。</p> <p>番号2 対象農地は、字秩父別 2001-4 外 25 筆が現況地目 田 地積 137,420 m²、字秩父別 2003-39 外 1 筆が 現況地目 畑 地積 40,084 m² 詳細は協議会で説明のとおりでございます。 以上、説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですのでお諮りいたします。 報告第2号は報告済みとして、よろしいでしょうか。 (委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 報告第2号は、原案どおり報告済みといたします。 続きまして、日程第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>

<p>宮本局長</p>	<p>議案 4 ページをお願いします。</p> <p>議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権設定）について</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定につき、次のとおり許可申請があったので、その可否につき審議する。</p> <p>本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>番号 2 字秩父別 2087-1 2 3 8 9 10 2088-5 6 2099-37 76 以上が公簿現況ともに田で、地積 119,553 m²、2087-4 6 106 2088-7 が公簿現況ともに畑で、地積 4,137 m² 設定を受ける者は協議会で説明のとおりで、期間満了に伴う更新の案件でございます。</p> <p>以上、説明といたします。</p> <p>ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。（委員からなしの声）</p> <p>質問・意見がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 12 号は原案どおり決定して、よろしいでしょうか。</p> <p>（委員から異議なしの声）</p> <p>賛成の方は、挙手願います。（全委員 挙手する）</p> <p>議案第 12 号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（賃借権設定）についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>宮本局長</p>	<p>議案 5 ページをお願いします。</p> <p>議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（賃借権設定）について</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の賃借権設定につき、次のとおり許可申請があったので、その可否につき審議する。</p> <p>本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>番号 2 対象農地は、字秩父別 2081-1 2115-42 43 120 121 122 123 131 2119-1 91 が公簿現況ともに田、字中山 109-992 1301 1302 1303 が公簿 山林、現況 田、地積合計が 64,147.29 m²で、設定を受ける者は協議会で説明のとおりで、期間は 10 年 賃借料は 2081-1 が 10 a 当たり 12,000 円で、外 13 筆が 10 a 当たり 9,000 円です。</p>

<p>会長</p>	<p>所有地貸付けに伴う賃借権の設定であります。 以上、説明いたします。 ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようすでお諮りいたします。 議案第 13 号は原案どおり決定して、よろしいでしょうか。 (委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 13 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 6 議案第 14 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>宮本局長</p>	<p>議案 6 ページをお願いします。 議案第 14 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、秩父別町から決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。 本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>番号 7 字中山 109-201 公簿現況ともに田 地積 16,126 m²、字中山 109-130 488 492 1010 1127 1129 2119-97 公簿現況ともに畑 地積 35,436 m²、詳細は協議会で説明のとおりです。</p> <p>番号 8 字秩父別 2061-47 48 公簿現況ともに田 地積 20,451 m²、字秩父別 2061-46 公簿現況ともに畑 地積 1,494 m²、詳細は協議会で説明のとおりです。</p> <p>番号 7、番号 8 いずれも受け手の方は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>以上、説明いたします。 ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第 14 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。 (委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 14 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 7 議案第 15 号 農地所有適格法人の要件確認についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>宮本局長</p>	<p>議案 7 ページをお願いします。 議案第 15 号 農地所有適格法人の要件確認について</p> <p>農地法第 6 条第 1 項の規定により、次の農地所有適格法人から報告書の提出があったので、法人要件の適否につき審議する。 本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>今回、議案に載せています 3 法人は、事業終了が 12 月末で、3 月末が報告書の提出期限になる法人が 1 法人で、事業終了が 1 月末で、4 月末が報告書の提出期限になる法人が 2 法人でございます。</p> <p>事務局において報告書を確認した結果、全ての法人が要件を満たしておりますことを、ご報告いたします。 以上、説明といたします。 ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですのでお諮りいたします。 議案第 15 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。 (委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 15 号は原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 8 議案第 16 号 最適化活動の目標設定等についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>宮本局長</p>	<p>議案 8 ページをお願いします。 議案第 16 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、令和 6 年度の最適化活動の目標の設定を別紙のとおり策定する。</p>

